

浅ノ王産業廃棄物最終処分場事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

令和2年2月4日

1 総論評価

(1) 事業計画について

- ① 本事業は第3期処分場に引き続いて実施される事業であり、施設の設置以降長期に渡り、環境影響が継続することとなるため、安全性・信頼性の高い施設とすることはもとより、第4次岡山県廃棄物処理計画を踏まえ、可能な限り延命化を図るとともに、建設資材には極力再生資材を利用するなど、可能な限り環境への負荷を低減した施設・事業計画とすること。
- ② 現状、放流先海域において化学的酸素要求量に係る環境基準が未達成であることから、浸出水処理施設の設計に当たっては、流入水量の季節的な変動や集中豪雨の際にも十分耐えうるよう、浸出係数や調整池の容量等について十分な検討を行い、放流先海域への水質影響が可能な限り低減されるよう配慮すること。
また、施設の稼働中においては、放流水による影響が十分低減されるよう、受け入れる廃棄物を厳重に確認するとともに、埋め立てられる産業廃棄物による浸出液の水質の変化等に適切かつ迅速に対応できるよう、維持管理の徹底を図ること。

(2) 環境管理計画について

本事業の実施により周辺に与える影響が長期に及ぶことを踏まえ、環境管理の結果を計画的に確認し、以後の事業や環境管理に反映させること。

(3) 地域住民への適切な配慮について

事業の実施に際しては、環境保全目標を遵守することはもとより、実行可能な範囲で、より一層の環境負荷の低減に努めるとともに、事業計画の内容や環境管理の結果について、適切な時期及び方法により、広く住民に対して情報提供すること。
また、評価書の作成に際しては、より分かりやすい図書とすることに努め、引き続き地域住民の理解と協力を求めながら事業を進めること。

2 各論評価

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

ア 大気環境

(7) 大気質

- ① 工事中及び供用中の車両等による大気質の影響低減などの措置として、朝・夕の交通量増加時における工事車両等の台数抑制や、運搬業者に対する同様の措置を指導するとあるが、その指導体制や確認方法等について、評価書において具体的に示すこと。
- ② 切土工においても、工事中の粉じんに係る環境影響の回避低減のための環

境保全措置を検討すること。

(イ) 騒音・振動・悪臭

事業区域に沿って神島八十八カ所巡りの巡礼ルートが設定されることを踏まえ、騒音、振動及び悪臭に係る環境管理について、事業区域の境界上の地点での事後調査の実施について検討し、調査結果に基づき、必要に応じて追加の対策を講じること。

イ 水環境

(7) 水質

水質の予測モデルに用いた潮流の現地調査について、調査に要した時間や調査日付近の降雨の状況、調査時の潮汐の状況といった、調査時における諸条件について、評価書ではより詳細に記載すること。

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

○ 動物・植物

① 事業実施に伴う環境影響による代償措置として創出することとしているビオトープについて、イメージ図等も含めて可能な範囲で専門家の意見を踏まえた具体的な内容を評価書に記載すること。

② 事業計画全体を通して、外来種の取扱には十分注意すること。

特に、造成計画区域内で確認された「オオキンケイギク」については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）で規定されている特定外来生物であり、生態系に影響を及ぼすおそれがあるため、その取扱については法律を遵守すること。

また、法面植栽の種子吹付工においては、生態系に影響を及ぼすことのないよう努めること。

(3) 地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保

○ 人と自然との触れ合いの活動の場

本事業の実施に伴い閉鎖する神島なびっくランドに替わり、第1期処分場跡地に整備を予定しているグラウンドゴルフ場や、神島八十八カ所巡りの巡礼ルート付替に当たっては、地元住民の意見を踏まえた計画とすること。

(4) 環境への負荷の低減

○ 廃棄物等

浸出液処理などに伴い発生する産業廃棄物の一部は、本事業埋立地で埋立処分する計画であるが、当該埋立物についても、受入基準に適合するものであることを確認すること。